

平成17年8月12日

国土交通省住宅局住宅政策課 御中

全国銀行協会

「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」報告
案に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成17年7月6日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

国土交通省住宅局住宅政策課 御中

「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」報告案に関する意見

氏名	ゼンコクギンコウキョウカイ 全国銀行協会（担当 業務部）
住所	千代田区丸の内 1 - 3 - 1
意見	<p>（該当箇所） （29～30 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)市場重視型の新たな住宅金融システムの整備 ・ 新法人の果たすべき役割)証券化支援業務の積極的推進 <p>（意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人改革の趣旨を踏まえれば、公庫に代わって設置される新独立行政法人の役割は、「民間でできることは民間に委ねる」との考え方が基本であると考えます。したがって証券化支援業務においても、民間金融機関による長期・固定金利住宅ローンの安定的供給のための証券化市場の育成・市場環境の整備が、その役割の原則と史料します。 <p>この点を明確にするため、上記の「民間でできることは民間に委ねる」との基本的な考え方や、証券化市場が成長し、民間金融機関による長期・固定金利住宅ローンの安定供給に支障がないと判断できる状況に達した後の新独立行政法人の証券化支援業務の方向性（縮小・撤退等）について明記いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期・固定金利住宅ローンの安定供給については、銀行界にとっても重要な課題であり、新独立行政法人の役割として、証券化支援業務の積極的推進による証券化市場の育成・整備の必要性については異論ないところです。 <p>一方で、特殊法人改革の趣旨を踏まえれば、「民間でできることは民間に委ねる」との考え方が基本であると考えます。</p> <p>また、証券化支援業務についても、民間金融機関による長期・固定金利住宅ローンの安定供給に支障がないと判断できる状況に達した後は、証券化支援業務を縮小・撤退するといった方向性であるべきと考えます。</p>

「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」報告案に関する意見

氏名	ゼンコクギンコウキョウカイ 全国銀行協会(担当 業務部)
住所	千代田区丸の内1-3-1
意見	<p>(該当箇所) (30 ページ、8~9 行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新法人の果たすべき役割)証券化支援業務の積極的 推進 <p>「また、ローンの借換を証券化ローンの対象へ追加することや・・・」</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ローンの借換を証券化ローンの対象へ追加することについては、「一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援する」という新独立行政法人の目的を超えるものと思料します。したがってローンの借換えを証券化ローンの対象へ追加することについては、慎重に検討いただきたい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ローンの借換を証券化ローンの対象へ追加することについては、「一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援する」という新独立行政法人の目的を超えるものと思料します。したがってローンの借換えを証券化ローンの対象へ追加することについては、慎重に検討すべきであると考えます。

「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」報告案に関する意見

氏名	ゼンコクギンコウキョウカイ 全国銀行協会（担当 業務部）
住所	千代田区丸の内 1 - 3 - 1
意見	<p>（該当箇所） （30 ページ 22 行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新法人の果たすべき役割（ ）住宅の質の確保・誘導 「また、住宅融資保険による質の確保・誘導のあり方の検討のほか、証券化ローンと住宅性能表示制度との連携を図るべきである。」 <p>（意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能表示制度との連携を図るにあたっては、証券化ローンの取扱事業者に過度な負担とならないよう配慮を願いたい。 <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能表示制度との連携を図るにあたっては、証券化支援業務の普及という観点も鑑み、ローンの取扱事業者に過度な負担とならないよう配慮が必要であると考えます。